

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書作成等にかかる費用等を補助すること
で、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を図るため、養育費の取決
めを行うひとり親に対し、予算の範囲内で交付する蒲郡市ひとり親家庭養育費確保
支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭
和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な
事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和3
9年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない女子又は配
偶者のない男子で、養育費の対象となる20歳に満たない者（以下「児童」という。）
を現に扶養している者をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、現に扶養している児童の養育費の取決め
に係る債務名義を取得する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、蒲郡市内に居住し、
申請時点においてひとり親であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (2) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (3) 過去に同じ内容の養育費の取決めに係る補助金を交付されてない者

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が負担した養
育費の取決めに要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 養育費の取決めに係る公正証書（強制執行認諾約款のあるものに限る。）の作成
に要する公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する公証人手数料、
戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代
- (2) 家庭裁判所の養育費請求調停又は夫婦関係調整調停（養育費に関する取決めを
含む場合に限る。）の申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及
び連絡用の郵便切手代
- (3) 養育費請求を含む裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び
連絡用の郵便切手代

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、3万5,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を、養育費に係る債務名義を取得した日（養育費請求調停の申立てを行った場合にあっては調停成立日若しくは家庭裁判所による審判日、夫婦関係調整調停若しくは離婚訴訟により養育費の取扱いを定めた場合にあっては離婚日又は離婚以外の人事訴訟により養育費の取扱いを定めた場合にあっては判決日）から起算して1年以内（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日とする。）に、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に申請ができなかったときは、市長が定める日までに申請するものとする。

2 前項による申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者及びその扶養している児童が属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 次の事項が記載されている補助対象経費の領収書等（申請者が負担した経費に限る。以下「領収書等」という。）

ア 宛先

イ 領収年月日

ウ 領収金額

エ 取引内容

オ 領収者の住所、氏名及び領収印

- (4) 養育費の取決めに係る債務名義の写し

- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項第3号の規定にかかわらず、郵便局又は官公署が発行する領収書等については、同号アからオまでの事項の記載がない場合であっても、申請者に同号アからオまでの事項について口頭確認した上で、領収書等とみなして取扱うことができる。

4 市長は、第2項第4号に規定する書類について、次の事項が記載し、又は付与されていることを確認するものとする。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾約款（公正証書に限る。）
- (3) 執行文（和解調書又は人事訴訟の判決書に限る。）

5 市長は、領収書等については、確認後に必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

6 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の申請書の提出をもってこれに代える。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による交付の決定に条件を付すことができる。

3 規則第14条に規定する補助金等の額の確定は、第1項の交付決定の通知をもってこれに代える。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して20日を経過する日までに、蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付申請取下書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

申請者

氏名

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金の交付を受けたいので、蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付にあたり必要な事項の確認のため、市が住民基本台帳情報、児童扶養手当受給情報等の公簿等を閲覧すること、領収書等の写しを取ることに同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 2 添付資料（公簿等により確認することができる場合は省略可）
 - (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者及びその扶養している児童が属する世帯全員の住民票の写し
 - (3) 補助対象経費の領収書等
 - (4) 養育費の取決めに係る債務名義の写し
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第6条関係）

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

蒲郡市長

年 月 日付けで申請のありました蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額

金 円

第3号様式（第7条関係）

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通預金・当座預金		
口座番号			
口 座 (フリガナ)			
名 義 人			

※ 申請者と口座名義人は同じとする

第4号様式（第8条関係）

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付申請取下書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

申請者

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

第5号様式（第9条関係）

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

蒲郡市長 印

蒲郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

取消理由